

公益財団法人ヒロシマ・ピース・センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人ヒロシマ・ピース・センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市佐伯区三宅二丁目1番1号、広島工業大学内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、最初に原子爆弾の洗礼を受けた広島市から、世界の恒久平和の理想実現を願い、平和をつくりだすための積極的活動を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国内外の平和に関する教育指導および研究・啓発活動の貢献者の表彰
 - (2) 平和に寄与することを目的とする国際性豊かな人材の育成
 - (3) 世界平和の研究活動及びその啓発に関する事業
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 前項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項各号に掲げる書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の定時評議員会終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第8条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

4 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

(評議員の欠員)

第13条 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(評議員会の設置及び構成)

第15条 この法人に、評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
- (2) 一般法第198条で準用する同法113条に規定する役員の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この請求があった場合、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 19 条 理事長は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 20 条 評議員会の議長は、理事長とする。

(評議員会の決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 一般法第 198 条で準用する同法 113 条に規定する役員の一部免除

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面に同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 評議員会の議事録には、議長又は出席した理事、及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 6 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、一般法第198条において準用される同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第33条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選任及び解任

(理事会の開催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を開催するときは、開催日の 7 日前までに、理事及び監事に、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の互選により議長を選出する。

(理事会の決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が、記名押印する。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。ただし、認定法第 11 条第 1 項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 一般法 200 条第 1 項の規定にかかわらず、この定款の第 3 条(目的)及び第 4 条(事業)並びに第 11 条 (評議員の選任及び解任) は、前項の規定によりこれを変更することができる。

(合併等)

第 43 条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 の決議により、他の一般法人上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 44 条 この法人は、一般法 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。) には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 雑 則

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務職員1人以上を置く。
- 3 重要な事務職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）、理事、監事は、次に掲げる者とする。

代表理事（理事長）	鶴 衛				
理 事	谷本 建	理 事	竹崎清子	理 事	井野口慧子
理 事	鈴木俊哉	理 事	長田武久		
監 事	寺越愼一	監 事	酒井朋子	監 事	尾崎重徳
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員	大濱好且	評議員	近藤紘子	評議員	下坊和幸
評議員	高林真澄	評議員	湊 賢一	評議員	若林 誠

附 則

この定款は、令和2年6月3日から施行する。